

やまなし結婚支援コーディネーター業務委託仕様書

1 委託業務名

やまなし結婚支援コーディネーター業務

2 業務の目的

結婚を希望する若者が安心して希望通り結婚できる社会を実現するため、山梨県法人会連合会が山梨県から受託した「やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務」を実施する上で必要となる「やまなし結婚支援コーディネーター」（国名称 結婚支援コンシェルジュ）を配置し、県内市町村・企業・団体における出会い・結婚支援の取組促進に必要な働きかけを行うことにより、本県の結婚支援事業の推進を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 委託業務内容

受託者は、山梨県及びやまなし縁結び応援センター（以下、「委託者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日まで本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入すること。

（1）市町村や企業・団体等（以下市町村等）の結婚支援の取組に係る現状・課題把握

ア 県内全市町村に対して1回以上訪問又はオンラインミーティング等の方法で実施すること。

イ 県内企業・団体等に対して訪問又はオンラインミーティング等の方法で実施すること。

ウ 結婚支援事業に係る市町村連携会議を年1回以上企画・運営することとし、第1回目の会議は7月頃までに開催すること。

（2）市町村等における出会い・結婚支援の取組促進

ア 市町村等を訪問し、職員・従業員の出会いや結婚の応援につながる業務（イベントの開催支援、セミナー開催支援等）を行うこと。なお、県が職員・従業員の出会いや結婚の応援につながる業務を行う場合は、当該業務を支援すること。

イ 市町村等に対し、新たな出会い・結婚支援事業実施の働きかけを行うこと。特に、出会い・結婚支援事業を未実施の市町村等に対しては、効果的な働きかけを行い、実施を促すこと。

ウ 市町村等が実施する少子化・結婚支援イベント、セミナー等への助言等を行うこと。

エ 先進的な市町村等の事例を他の市町村等へ紹介し、結婚支援に取り組む団体を増やす取り組みを行うこと。

（3）「やまなし縁結びサポーター」「婚活応援企業」「婚活応援隊」及び「やまなし結婚応援パスポート」協賛店の登録促進及びフォローアップ

ア 別に定める県の定める基準に基づき、「やまなし縁結びサポーター」「婚活応援企業」「婚活応援隊」及び「やまなし結婚応援パスポート」協賛店の登録促進及び既登録者のフォローアップを行うこと。

イ 登録促進に効果的な取組を行うこととし、その方法を提案すること。

（4）国のコンシェルジュ会議への出席及び他自治体事例の情報収集

ア 国が定期的実施するコンシェルジュ会議に出席し、結婚支援に係る知見を深めること。

- イ 他自治体事例の情報を収集し、本県の結婚支援の取組に活用すること。
- ウ 収集した情報について取りまとめ、県及び県内市町村等に共有すること。

5 業務従事形態

やまなし縁結び応援センター（以下、「センター」という。）所在地（甲府市中央4-12-21）を拠点として、やまなし縁結び応援センター長の監督の下、業務を行うこととする。

6 センター及び山梨県への実施状況報告等

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、委託者と毎月3回程度の打ち合わせを実施すること。

令和6年12月末日時点の業務実施状況について、令和7年1月末日までに中間報告書（様式は問わない）を提出すること。

委託業務完了後は、速やかに実施報告書（様式1）を県に提出すること。

7 留意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、センター及び山梨県と十分協議を行うこと。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「やまなし結婚支援コーディネーター業務委託業務契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、委託者へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8 その他

- (1) 再委託について
委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前にセンター及び山梨県の承諾を得ることとする。
- (2) 仕様の変更について
受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。
- (3) 記載外の事項について
本仕様書に記載されていない事項については、センター及び山梨県の指示に従うこととする。

【様式1】

令和 年 月 日

やまなし縁結び応援センター 殿
山 梨 県 殿

住 所：
名 称：
代表者氏名：

印

やまなし結婚支援コーディネーター業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けたやまなし結婚支援コーディネーター業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

やまなし結婚支援コーディネーター業務委託

実施報告書

業務委託実施期間

令和6年 月 日 ～ 令和7年3月31日

業務受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ 実施した業務の具体的な内容に応じて、次の1から3の項目と添付資料について、説明文に沿って作成してください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ この様式によって作成する場合、この「【作成上の留意点】」の文章及び四角で囲まれた説明文は削除して結構です。

1 業務実施概要

- ・ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください
- ・ 業務で得られた成果を定性的・定量的な観点から記載してください。

2 実証事業の実施状況

- ・ 仕様書4の実施状況を記載してください。

3 まとめ

- ・ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。
この際、2に記載した内容が全体としてどのようなつながりを持ち、成果に繋がったのか（相乗効果を発揮したのか）を整理して記載してください。